平成２７年（フ）第１０７号
山梨県甲府市上石田２丁目41番27号　ジョイフル上石田101
債務者　渡邉　裕之
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村光太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
山梨県南アルプス市下今諏訪878番地１
債務者　塚原　秀樹
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤祐次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
山梨県甲府市朝気２丁目１番22号
債務者　風間　玲子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３４６号
神戸市須磨区東白川台３丁目５番地の14
債務者　田頭　行雄
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大槻　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２号
兵庫県伊丹市中野北３丁目８番25―３号
債務者　和田明欣こと　崔　明欣
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
広島市佐伯区五日市中央５丁目９番３―301号
債務者　田中　尚美
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　有紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第８号
静岡県掛川市下垂木292番地の１　マンションニューエアラ１―D
債務者　野村　利博
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
静岡県掛川市下垂木292番地の１　マンションニューエアラ１―Ｂ号
債務者　北川　勝徳
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
静岡県掛川市下垂木292番地の１　マンションニューエアラ１―Ｂ号
債務者　北川　妙枝
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
愛知県刈谷市半城土中町３丁目21番地２　ＩＮＧハイツ203号、前住所愛知県刈谷市東新町４丁目11番地５　ソシオ東新町Ａ棟503号
債務者　末石　祐二
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
愛知県豊田市大林町17丁目13番地１　サンレジデンス大蔵401号
債務者　森山　隆
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第６８４号
大阪府門真市石原町10番20号　コーポラスフォーシーズン401号
債務者　酢谷　昌弘
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２００号
大阪府吹田市岸部中１丁目20番22号
債務者　内田　雅美（旧姓能勢）
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５６６号
大阪市天王寺区空堀町５番15―701号、前住所大阪市天王寺区玉造元町５番３―1402号
債務者　村田　公一
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６０６号
大阪市生野区林寺２丁目10番２号
債務者　平　榮子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６１９号
大阪市西淀川区大野１丁目８番５号　ラ・シャンテ101号室、前住所大阪府岸和田市土生町842番地の10
債務者　藤本　眞利
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８４２号
大阪市平野区長吉出戸８丁目３番２―509号
債務者　瀧川　玲子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部